

## 核燃・だまっちゃおられん津軽の会

### 第 13 回総会決議

2020 年 7 月 9 日

原子力規制委員会が日本原燃の六ヶ所再処理工場(青森県)に対して、新規規制基準に合格しているとする審査書案を5月13日に出しました。再処理工場は、原子力発電所の使用済み核燃料から、残っているウランと新たに生まれたプルトニウムを取り出す施設です。今後、新規規制基準に合格したとして再処理工場を再稼働させることは、2018年に内閣府原子力委員会が「利用目的のないプルトニウムは持たない」という原則を堅持し、「プルトニウム保有量を減少させる」との「基本的な考え方」を委員会決定として明示したこととは整合性がとれない蓋然性が高いといわざるを得ません。したがって、六ヶ所での再処理は不可能となるはずです。しかも、プルトニウムは原子爆弾の材料になります。

再処理工場では、有機溶媒や放射線分解で水素などが発生する上、いたるところに可燃物があり事故の危険性が高まります。この工場周辺には米軍と航空自衛隊が利用する三沢基地があります。この数年の間にも、燃料タンク投棄と落下、ステルス戦闘機F35A墜落などの事故が頻発しています。

また、着工当初の耐震基準は 375 ガルだったものが、現在ではそれが 700 ガルに引き上げられました。再処理工場は着工から四半世紀経過しているため、施設の老朽化が懸念されます。しかも、2006 年にアクティブ試験を実施しているために、汚染された配管などに人が近づくことができず、これ以上の耐震補強の作業ができなくなっているのが現状です。結果的に再処理工場は耐震基準を満たすことができていません。

再処理工場の放射性廃棄物は原発と比べると桁違いに多く、汚染物質排出についての基準を設けることができないほどです。新基準に合格とは何をもって合格なのか全く疑問です。私たちは原発再稼働に反対するとともに、再処理工場の運転に強く反対します。

以上